

○函館工業高等専門学校における教員の任期に関する規程

平成19年3月13日

函高専達第28号

函館工業高等専門学校における教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校における教員の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めて採用する教員の職)

第2条 労働契約において任期を定めて採用する教員の職は、助教とする。

2 前項の規定に関わらず、運営会議において学校運営上、必要があると認めた場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構における期間を定めて雇用される常勤の教職員の範囲に関する規則に基づき、助教以外の職の教員を任期を定めて採用することができる。

(任期)

第3条 前条の規定により採用する教員の任期は、5年以内とする

2 次の各号のいずれかに該当する者を助教に採用する場合は、任期を付すものとし、任期は3年とする。ただし、審査に基づき1回に限り再任(任期は2年)できるものとする。

- 一 教授の資格に相当する学位、資格又は業績は有しないが、それを取得する見込みが高い者
- 二 教育に関する経験(ポストク、TA等の経験を含む。)がなく、教育上の能力を見極める必要のある者

(審査)

第4条 任期を付した教員の再任にかかる審査及び任期満了時等における審査は、運営会議において実施するものとする。

2 前条第2項により任期を付した助教の再任にかかる審査及び任期満了時等における審査方法等については、次の各号のとおりとする。

- 一 任期途中での審査は、当該助教が所属する各学科、一般系(以下「学科等」という。)の長からの申し出に基づき実施する。ただし、その申し出は、任期満了の7ヶ月前を過ぎてはならないものとする。
- 二 任期満了に伴う審査は、当該助教が所属する学科等の長からの申し出の有無にかかわらず、任期満了の6ヶ月前に実施する。
- 三 学位、資格又は業績の取得に関する審査においては、すでに取得したか、任期満了時点までに取得することが、証明書等の明確な裏付け資料により確実である場合において、合格とする。

四 教育上の能力に関する審査においては、明確な裏付け資料等に基づいて評価された場合に、合格とする。

五 合格となった場合には、任期を付さない助教として継続任用する。

3 第2条第2項に規定により採用した教員の再任にかかる審査及び任期満了時等における審査方法等については、別に定める。

(異議申し立て)

第5条 審査において不合格となった場合には、通知後2週間以内に、その決定に対する異議申し立てをするものとする。

(退職)

第6条 前条の規定により異議申し立てが行われた場合には、異議申し立て受領後1ヶ月以内に審査結果を決定し、それが確定した場合において、任期満了時点で退職するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月2日以降に採用される者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第29号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月3日函高専達第1号)

この規程は、令和4年8月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。